

設 例

- ※2 売買契約書の写し及び工事の請負契約書の写し等から①は特定取得に該当せず、②は特別特定取得に該当

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家屋1 増改築等:2	㊦又は㊧の金額 10%に係る部分のみ	㊦	㊧	重複適用 (の特例) を受ける 場合は、右の該当する文字に ○をした上で、二面の㊧の金 額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
㊦の㊦又は ㊧の㊧の金額 10%に係る部分のみ				㊦	㊧			

〔控除額計算明細書二面〕（先の新築等分）

令和01年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名									
住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。									
⑪ 20,000,000 円									
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	二面	
1	住宅借入金 等特別控除 の適用を受 ける場合 (2から8 のいずれか を選択する 場合を除 きます。)	平成26年 1月1日か ら令和元 年12月31 日までの 間に居住 の用に供 した場合 住宅の取得等が (特別)特定取得 に該当するとき $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高40万円) 円 00	4	認定住 宅の新 築等に 係る住 宅借入 金等特 別控除 の特例 を選択 した場 合	平成26年 1月1日か ら令和元 年12月31 日までの 間に居住 の用に供 した場合 住宅の取得等が (特別)特定取得 に該当するとき $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高50万円) 円 00	提出用 ○二面は一面と一 緒に提出してください。	
		平成25年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高20万円) 円 00			平成25年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高30万円) 円 00		
		平成24年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高30万円) 円 00			平成24年12月4日から平 成24年12月31日までの間 に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高40万円) 円 00		
		平成23年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高40万円) 円 00			平成27 年1月1日 から令和 元年12 月31日 までの間 に居住の 用に供し た場合 住宅の増改築等が特定取得に 該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $+ (\text{②} - \text{③}) \times 0.01 =$	20 (最高12万5千円) 円 00		
		平成22年1月1日から平 成22年12月31日までの間 に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高50万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に 該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $+ (\text{②} - \text{③}) \times 0.01 =$	20 (最高12万円) 円 00		
2	住宅借入金 等特別控除 の特例を選 択した場合	平成20年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.004 =$	20 (最高8万円) 円 00	5	高齢者等居 住改修工 事に係る特 定増改築等 住宅借入金 等特別控除 を選択した 場合	平成27 年1月1日 から令和 元年12 月31日 までの間 に居住の 用に供し た場合 住宅の増改築等が特定取得に 該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $+ (\text{②} - \text{③}) \times 0.01 =$	20 (最高12万5千円) 円 00		
		平成19年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.004 =$	20 (最高10万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に 該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $+ (\text{②} - \text{③}) \times 0.01 =$	20 (最高12万円) 円 00		
3	認定住 宅の新 築等に 係る住 宅借入 金等特 別控除 の特例 を選択 した場 合	平成26年 1月1日か ら令和元 年12月31 日までの 間に居住 の用に供 した場合 住宅の取得等が (特別)特定取得 に該当するとき $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高50万円) 円 00	6	断然改修工 事に係る特 定増改築等 住宅借入金 等特別控除 を選択した 場合	平成27 年1月1日 から令和 元年12 月31日 までの間 に居住の 用に供し た場合 住宅の増改築等が特定取得に 該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $+ (\text{②} - \text{③}) \times 0.01 =$	20 (最高12万5千円) 円 00		
		平成25年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高30万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に 該当しないとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $+ (\text{②} - \text{③}) \times 0.01 =$	20 (最高12万円) 円 00		
		平成24年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高30万円) 円 00			平成28年4月1日から令和元年12月 31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $+ (\text{②} - \text{③}) \times 0.01 =$	20 (最高12万5千円) 円 00		
		平成23年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高40万円) 円 00			平成26年4月1日から令和元年12月31日 までの間に居住の用に供した場合 ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $+ (\text{②} - \text{③}) \times 0.01 =$	20 (最高60万円) 円 00		
		平成22年1月1日から平 成23年12月31日までの間 に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.012 =$	20 (最高60万円) 円 00			平成25年1月1日から平 成26年3月31日までの間 に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.012 =$	20 (最高36万円) 円 00		
8	認定住 宅の新 築等に 係る住 宅借入 金等特 別控除 の特例 を選択 した場 合	平成26年 1月1日か ら令和元 年12月31 日までの 間に居住 の用に供 した場合 住宅の取得等が (特別)特定取得 に該当するとき $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高50万円) 円 00	7	多世帯同居 改修工事に 係る特定増 改築等住宅 借入金等特 別控除を選 択した場合	平成28年4月1日から令和元年12月 31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $+ (\text{②} - \text{③}) \times 0.01 =$	20 (最高12万5千円) 円 00		
		平成25年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高30万円) 円 00			平成26年4月1日から令和元年12月31日 までの間に居住の用に供した場合 ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $+ (\text{②} - \text{③}) \times 0.01 =$	20 (最高60万円) 円 00		
8	認定住 宅の新 築等に 係る住 宅借入 金等特 別控除 の特例 を選択 した場 合	平成26年 1月1日か ら令和元 年12月31 日までの 間に居住 の用に供 した場合 住宅の取得等が (特別)特定取得 に該当するとき $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高50万円) 円 00	8	震災特例法 の住宅の再 取得等に係 る住宅借入 金等特別控 除の特例を 選択した場合	平成26年4月1日から令和元年12月31日 までの間に居住の用に供した場合 ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() ③の金額() $+ (\text{②} - \text{③}) \times 0.01 =$	20 (最高60万円) 円 00		
		平成25年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高30万円) 円 00			平成25年1月1日から平 成26年3月31日までの間 に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.012 =$	20 (最高36万円) 円 00		
		平成24年中に居住 の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.01 =$	20 (最高40万円) 円 00			平成23年1月1日から平 成24年12月31日までの間 に居住の用に供した場合 $\text{⑪} \times 0.012 =$	20 (最高48万円) 円 00		

※1 ②欄の金額を一面の②欄に転記します。

※2 ②欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別) 特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の③欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（再び居住の用に供した方用）を作成します。

その作成した各明細書の②欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の②欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（②の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	③	円 00
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（②の金額）の合計額を記載します。	③	円 00

※ ③欄の金額を一面の③欄に転記します。

- (注) 1 2以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした家屋を居住の用に供した日が同一の年に属するものがある場合において、その居住日が令和元年又は令和2年であり、その2以上の住宅の取得等のうちに特定取得に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものとがあるときには、それぞれを一の住宅の取得等として計算する（措法41の2③四）。
- 2 一面の「8（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、先の新築等をした家屋に係る二面の「住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合」の番号「1」を記載する。
- 3 一面の「8（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」の「重複適用」の文字を○で囲む。
- 4 一面及び二面の③欄の記載は最も新しい住宅の取得等に係る控除額計算明細書についてのみ行うことから、先の新築等をした家屋に係る控除額計算明細書の③欄は記載を要しない。

〔控除額計算明細書一面〕（後の増改築等分）

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	① 平成 令和 〇〇. 〇〇. 〇〇	② 平成 令和 〇〇. 〇〇. 〇〇
補助金等控除前の取得対価の額	③ 〇〇. 〇〇. 〇〇	④ 〇〇. 〇〇. 〇〇
交付を受ける補助金等の額	⑤ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑥ 〇〇. 〇〇. 〇〇
取得対価の額 (③ - ⑤ (④ - ⑥))	⑦ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑧ 〇〇. 〇〇. 〇〇
総(床)面積 ※小観点以下第2位まで書きなさい。	⑨ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑩ 〇〇. 〇〇. 〇〇
うち居住用部分の(床)面積	⑪ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑫ 〇〇. 〇〇. 〇〇

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	⑬ 平成 令和 1. 10. 31
補助金等控除前の増改築等の費用の額	⑭ 5500000
交付を受ける補助金等の額	⑮ 〇〇. 〇〇. 〇〇
増改築等の費用の額 (⑭ - ⑮)	⑯ 5500000
⑯のうち居住用部分の金額	⑰ 5500000

※ ⑯が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

4 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5% 8% 〇 税率が10%の場合に⑱、㉑に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額) 〇 5000000

5 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家屋	② 土地等	③ 合計	④ 増改築等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑤ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑥ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑦ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑧ 〇〇. 〇〇. 〇〇
(⑤, ⑥, ⑧) × ①	⑨ (⑤ × ①)	⑩ (⑥ × ②)	⑪ (⑨ + ⑩) 又は (⑧ × ①)	⑫ (⑧ × ④)
※共有でない場合は、⑨, ⑩, ⑫を書いてください。	⑬ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑭ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑮ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑯ 5500000
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額	⑰ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑱ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑲ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑳ 〇〇. 〇〇. 〇〇
あなたの持分に係る取得対価の額等 (⑨ - ⑰)	㉑ 〇〇. 〇〇. 〇〇	㉒ 〇〇. 〇〇. 〇〇	㉓ 〇〇. 〇〇. 〇〇	㉔ 5500000

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	⑤ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑥ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑦ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑧ 4800000
連帯債務に係るあなたの負担割合 (「付表」の①の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きなさい。	⑨ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑩ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑪ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑫ 100.00
住宅借入金等の年末残高 (「付表」の②の金額) ※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きなさい。	⑬ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑭ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑮ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑯ 4800000
④と⑦のいずれか少ない方の金額	⑰ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑱ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑲ 〇〇. 〇〇. 〇〇	⑳ 4800000
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きなさい。	㉑ 〇〇. 〇〇. 〇〇	㉒ 〇〇. 〇〇. 〇〇	㉓ 〇〇. 〇〇. 〇〇	㉔ 100.0
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑰ × ㉑)	㉕ 〇〇. 〇〇. 〇〇	㉖ 〇〇. 〇〇. 〇〇	㉗ 〇〇. 〇〇. 〇〇	㉘ 4800000
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑤の① + ⑥の② + ⑦の③ + ⑧の④)	㉙ 〇〇. 〇〇. 〇〇			㉚ 4800000
※ ㉚の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉚」欄に転記します。				

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。 番号 1 20 48000

※次に該当する場合に、書いてください。

同一一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一一年中 取得	家屋:1 増改築等:2	②又は③の金額 (10%に係る部分のみ)	① 〇〇. 〇〇. 〇〇	円
	〇	〇	④の⑤又は ④の⑥の金額 (10%に係る部分のみ)	② 〇〇. 〇〇. 〇〇	円
重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の②の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例	③ 248000	円	

〔控除額計算明細書(二面)〕(後の増改築等分)

令和01年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。						⑪		4,800,000	円
番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等	算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(2から8のいずれかを選択する場合があります。)	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪×0.01=	(最高40万円) 円 48,000	4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪×0.01=	(最高50万円) 円 00	提出用 ○二面は一面と一緒に提出してください。	
		平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪×0.01=	(最高20万円) 円 00			認定住宅が認定低炭素住宅に該当するとき	平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪×0.01=		(最高30万円) 円 00
		平成24年中に居住の用に供した場合 ⑪×0.01=	(最高20万円) 円 00			平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪×0.01=	(最高30万円) 円 00		
		平成23年中に居住の用に供した場合 ⑪×0.01=	(最高30万円) 円 00			平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪×0.01=	(最高40万円) 円 00		
		平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪×0.01=	(最高40万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() × 0.02 ⑩の金額() + (③-⑨) × 0.01 =	(最高12万5千円) 円 00		
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合 ⑪×0.004=	(最高8万円) 円 00	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() × 0.02 ⑩の金額() + (③-⑨) × 0.01 =	(最高12万円) 円 00		
		平成19年中に居住の用に供した場合 ⑪×0.004=	(最高10万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() × 0.02 ⑩の金額() + (③-⑨) × 0.01 =	(最高12万5千円) 円 00		
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき ⑪×0.01=	(最高50万円) 円 00	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成27年1月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() × 0.02 ⑩の金額() + (③-⑨) × 0.01 =	(最高12万円) 円 00		
		平成25年中に居住の用に供した場合 ⑪×0.01=	(最高30万円) 円 00			住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() × 0.02 ⑩の金額() + (③-⑨) × 0.01 =	(最高12万円) 円 00		
		平成24年中に居住の用に供した場合 ⑪×0.01=	(最高30万円) 円 00			平成28年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪の金額(最高1,000万円) ……②() × 0.02 ⑩の金額() + (③-⑨) × 0.01 =	(最高12万5千円) 円 00		
		平成23年中に居住の用に供した場合 ⑪×0.01=	(最高40万円) 円 00			平成26年4月1日から令和元年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪×0.012=	(最高60万円) 円 00		
		平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪×0.012=	(最高60万円) 円 00			平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪×0.012=	(最高36万円) 円 00		
8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合 ⑪×0.012=	(最高48万円) 円 00						

※1 ⑩欄の金額を一面の⑩欄に転記します。

※2 ⑩欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等におけるその住宅の取得等をいいます。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑩欄に記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)を作成します。

その作成した各明細書の⑩欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑩欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑩の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)に記載します。	⑩	248,000	円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑩の金額)の合計額に記載します。	⑩	00	円

※ ⑩欄の金額を一面の⑩欄に転記します。

- (注) 1 一面の「8(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「番号」欄には、後の増改築等をした部分に係る二面の「住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合」の番号「1」を記載する。
- 2 一面の「8(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」の「重複適用」の文字を○で囲む。
- 3 一面及び二面の⑩欄の記載は最も新しい住宅の取得等に係る控除額計算明細書についてのみ行う。⑩欄の計算に当たっては、令和元年12月31日における住宅借入金等の金額につき異なる住宅の取得等ごとに区分をし、その区分をした住宅の取得等に係る住宅借入金等ごとに計算した控除額(100円未満の端数切り捨て)の合計額(控除限度額を限度)とする。

$$200,000 \text{ 円} + 48,000 \text{ 円} = 248,000 \text{ 円} < 400,000 \text{ 円 (控除限度額)}$$

- 4 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の新築等をした家屋に係る居住開始年月日等(例:平成31年1月15日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例:令和元年10月31日(特別特定))のいずれも記載する。